

『国民投票法の制定と憲法人権規定』

現在「国民投票法案」が国会に上程され、世界に誇る「平和憲法」が為政者により恣意的に変えられようとしている。このような国家の根幹に関する法案（以前なら内閣が吹っ飛び、衆議院を解散して国民に信を問うほどの法案）が、十分な議論を経ることなく採択されつつあることに不安を隠せない。

しかし憲法第九条だけにとどまらず、この法案は生存権として規定されている憲法第二五条にも大きく影響を及ぼすことになる。この法案が成立すれば憲法特有の人権規定に関して、形式的には人権として規定はされていても、実質的には国の努力目標や政策的方針を規定したものととどまり、直接国民個々に具体的権利を賦与したものではないという考え方、いわゆる「プログラム規定論」により「人権」が規定される恐れがある。

「プログラム規定」という考え方は、憲法上の人権規定をすべて実現することは無用の混乱（たとえば訴訟の頻発）を生じさせることになり、そのリスクに対し国の負担を回避させる目的で、ワイマール憲法下に生まれた。実際「朝日訴訟」「堀木訴訟」など最高裁判所の判例は「プログラム規定説」に立ったものと見られているが、裁量権の著しい逸脱など、一定の場合に第二十五条（生存権）の裁判規範性を認めている。

「国民投票法案」が採択され、憲法一三・一四・二五条などの権利規定に、時の政府の恣意的な解釈が加えられた改憲案が上程されることになれば、おそらくこの「プログラム規定論」の思想が色濃く反映されたものになる可能性が高い。そうなると、憲法三原則の1つ「基本的人権」が、単なる法律上の権利に矮小化されることで、憲法の「人権規定」が有名無実化されることへの懸念や、憲法に人権や権利として明確に記載されているものを解釈によって、単なる努力目標に読み替えることが可能になる危険性がある。

現在の憲法下では、「介護保険法」「障害者自立支援法」などは違憲訴訟（国家賠償訴訟）の対象となりうるが、「プログラム規定論」下では、「抽象的権利」としてあいまいにされる恐れがある。これは憲法の条文がどのように規定されたとしても「抽象的」にならざるを得ないことに起因している。

昨年12月に国連特別委で採択された「障害者権利条約」は本則五十条付則一八条によって構成されている、この中には障害者の権利規定が具体的に記されている。この条約は憲法と一般法の間に位置するため、今後「障害者権利条約」の完全批准と「憲法改悪」の動きを、同時に注視していく必要があると考える。

文責 いぶき はやしもりお